

飯山市告示 第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年3月25日

飯山市長 江沢 岸生

1 指定公金事務取扱者

名 称	事務所の所在地
楽天ペイメント株式会社	東京都港区港南二丁目16-5 NBF品川タワー

2 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和8年4月1日

3 委託する歳入

市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

4 指定期間

令和8年4月1日から収納事務委託契約終了まで